

## 議案第38号

### 市有財産の貸付料の減額について

市有財産の貸付料を次のとおり減額したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

瀬戸内市長 武久 顕也

#### 1 対象となる市有財産

##### (1) 土地

所在地	位置図	地目	地積
瀬戸内市牛窓町牛窓 4448 番 1	①	宅地	6,479.41 m <sup>2</sup>
瀬戸内市牛窓町牛窓 4450 番 3	②	宅地	352.63 m <sup>2</sup>
瀬戸内市牛窓町牛窓 4451 番 1	③	宅地	316.95 m <sup>2</sup>
瀬戸内市牛窓町牛窓 4452 番 1	④	宅地	315.97 m <sup>2</sup>

##### (2) 建物

所在地	位置図	名称	床面積	構造
瀬戸内市 牛窓町牛窓 4448 番 1	ア	旧館	1783.12 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート造2階建＋ 塔屋1階
	イ	新館	813.00 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート造2階建
	ウ	給食棟	336.72 m <sup>2</sup>	鉄骨造平屋建
瀬戸内市 牛窓町牛窓 4450 番 3	エ	居宅	99.60 m <sup>2</sup>	木造2階建
瀬戸内市 牛窓町牛窓 4451 番 1	オ	倉庫	52.68 m <sup>2</sup>	鉄骨造平屋建

詳細は、別紙位置図・貸付対象範囲図のとおり

## 2 貸付の相手方

岡山県岡山市北区錦町8番19号 株式会社西舎 代表取締役 打谷 直樹  
(株式会社牛窓テレモークを代表事業者とする連合体の構成事業者)

## 3 貸付料の減額理由

旧牛窓診療所の利活用において、仕事・雇用の創出、移住・交流人口の増加など本市の地方創生及び地域コミュニティの持続的発展に資する事業の安定的な運営を確保する必要があるため。

## 4 貸付期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年)

## 5 貸付料(年額)

### (1) 土地

減額前 6,240,000円

減額後 1,200,000円

### (2) 建物

減額前 8,100,000円

減額後 使用貸借により無償

## 6 貸付条件

地方創生の理念及び目的に合致する事業の用に供すること。

位置図・貸付対象範囲図

